



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3570 号 2017.3.26 発行

権利制限 見直し方針 成年後見利用→資格取得できず 水戸部六美

朝日新聞 2017年3月25日

認知症の人や障害者らの支援体制を強めるため、政府は24日、成年後見制度の利用促進基本計画を閣議決定した。これを受け、政府は制度の利用者の権利制限を見直す検討に着手。一部の国家資格などで制限している権利をどこまで認めるかが焦点となる。

現行では、制度を使って財産管理などを弁護士や親族ら後見人に委ねると、公務員や公認会計士、会社の取締役など200以上の仕事や役割につけなくなる。判断能力に乏しいとされるためだが、「門前払い」に対する批判も根強い。知的障害者の親らでつくる全国手をつなぐ育成会連合会の久保厚子会長は「試験を受けて落ちたら仕方がないが、後見人をつけているというだけで制限するのはやめてほしい」と訴える。

かつては選挙権も認められていなかったが、後見人をつけて選挙権を失ったダウン症の女性が2011年に国を提訴。選挙権を認めないことが「違憲」だとする司法判断が出て、13年の公職選挙法改正につながった。今回の見直しは19年5月までに結論を出す予定。

障害者の大原美術館芸術鑑賞支援 26日「バリアフリー考える日」

山陽新聞 2017年3月25日

大原美術館（倉敷市中央）は、視覚・聴覚障害者や車いす利用者、乳幼児を連れた人たちが一般の入館者とともに気兼ねなく芸術鑑賞できる環境を目指し、館内の課題を検証する催し「バリアフリーを考える日」を26日に行う。

同美術館が2013年度から実施している「みんなの美術館をめざして」事業の一環。これまでは休館日を利用しての開催だったが、4回目となる今回は、より日常に近い形でのバリアフリーを検証するため、通常の開館日に設定した。

障害者向けの鑑賞支援プログラムとして、午前10時から学芸員による手話通訳付きギャラリーツアーを本館で開催。工芸・東洋館では同11時半と午後2時から視覚以外の感覚を用いる「建物体感ツアー」、分館では午後1時から「耳から鑑賞するギャラリーツアー」をそれぞれ試験的に行う。

午後1時半からは誰でも参加できるツアーも本館で開く。

いずれも予約不要。問い合わせは同美術館（086-422-0005）。

志賀 障害者支援施設、月末で解散 園児花束「23年ありがとう」

中日新聞 2017年3月25日

志賀町末吉の障害者就労支援施設「志賀町福祉作業所」が、運営するNPO法人志賀育成会とともに三月末で解散する。利用者の増加が見込めないことなどが理由。二十四日には、近所の志賀町乳幼児保育園・すばる幼稚園の年中児四十四人が訪れ、利用者らに花束を贈った。

園児から花束を受け取る利用者や職員ら＝志賀町末吉で



作業所は一九九四年、無認可の小規模事業所としてスタートした。きっかけは、小杉正気理事長（74）の子どもが特別支援学校を卒業後、就職先がなかったこと。知的障害者の親らでつくり、小杉さんが会長を務める「町手をつなぐ育成会」の悲願でもあった。

二〇〇六年の障害者自立支援法施行を受け、〇七年にNPO法人を設立した。利用者は主に空き缶の分別・販売、ころ柿の箱を折る作業などをしてきた。多い時は九人が利用したが、現在は半分に近い五人にまで減った。

小杉理事長によると、入所施設への移行によって利用者が減少し、光熱費のやりくりも厳しくなった。それでも、二十三年間を振り返り「通所で預かっている以上、保護者に手伝いをお願いしたことはない。良い施設になった」と語る。

志賀町乳幼児保育園・すばる幼稚園は、十三年間にわたり、施設内の畑でサツマイモの苗植えから収穫までを利用者と一緒に行った。園児らは「福祉作業所のみなさん、どうもありがとうございました」と声をそろえて感謝。小杉理事長からは、段ボールに入ったお菓子が手渡された。（榎原大騎）

障害者の芸術活動推進 議員連盟が国会に法案提出へ NHK ニュース 2017年3月26日

障害者による芸術活動を後押しするため、自民・公明両党と民進党の国会議員で作る議員連盟は、国と地方自治体に対し、作品の海外への発信に取り組むことなどを求める議員立法を、今の国会に提出することになりました。

議員連盟がまとめた法案では、芸術の専門的な教育を受けていない人たちの作品が、高い評価を受けていることなどをふまえ、基本理念に、障害者による芸術活動を幅広く促進することなどを掲げています。

そのうえで、国と地方自治体に対しては、作品の海外への発信に取り組むことや、スムーズに作品の販売などが行えるよう支援体制を整えることを求めているほか、国には必要な財政措置も求めています。

具体的には、国際的な芸術イベントへの障害者の参加を促進することや、障害者が劇場や美術館を利用しやすくするため、手話や音声などを使った説明を増やすことなどを挙げています。

議員連盟では、「2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて活動を広げていきたい」として、法案を今の国会に提出し、ほかの野党の理解も得て成立を目指すことにしています。

「障害」って何？ 新たな気づき促す研修、各地に広がる 保坂知晃

朝日新聞 2017年3月26日

「障害」って何？ そんな問いかけを通して新たな気づきを促すイギリス発祥の研修がある。「障害平等研修」と呼ばれ、日本でも障害者差別解消法が昨年4月に施行されたのを契機に自治体や大学などを中心に広がっている。

ドラマの主人公の男性は「健常者」。女性に手話で話しかけられても、わからない。会社の採用面接に急ぐためにタクシーに乗ろうとしたが拒否された。すべて車いす専用だった。面接会場で渡されたのは点字の資料で読めなかった――。

このドラマは名古屋市役所で2月にあった障害平等研修の教材として上映された。男性

は夢の中で、何らかの機能障害がある人ばかりの社会に迷い込んだという設定だ。障害があることが当然の社会では、「健常者」の男性は少数派となり、不自由や差別、偏見に苦しんだ。



名古屋市職員を対象に開かれた障害平等研修。「障害とは何か」について障害者を交えて議論した＝同市役所

障害平等研修に正解はない。自分で何か気付くことが大切だ。名古屋市の研修には2日間で計70人が参加。ドラマ視聴後、



参加者同士で話し合い、「障害とは何か」を考えた。市環境局の俵幸司さん（27）は「障害は体の自由が利かないことだと思っていたが、社会が変われば『障害』をなくすことができると思った」と話した。研修のファシリテーター（進行役）は車いす利用者の近藤佑次さん（30）。「障害に関わる問題が起きたら、個人ではなく社会の問題として政策などを考えてほしい」と話した。

東京都では昨年5月、都職員と大学生、民間企業の社員ら約30人が参加し、障害平等研修を受けた。都の担当者は「社会が変わることで、障害者に限らず、様々な人たちが暮らしやすくなるという考え方を学び、有益だった」と語った。

また、東京五輪・パラリンピックの大会コンセプトの一つに「多様性と調和」を掲げる組織委員会も昨年6月、武藤敏郎事務総長ら幹部職員26人が参加し、障害平等研修を受けた。新年度以降も組織委員会の職員である障害者3人をファシリテーターとして研修を続けるという。

市街地に子育て・福祉拠点...高崎市営駐車場跡

読売新聞 2017年03月26日

◆特養、住居...交流の場に

高崎市中心部にある市営駐車場跡地（連雀町、田町）に来月、子育て支援施設や特別養護老人ホーム、福祉施設の勤務者などの住宅を備えた多機能型住居「オアシス高崎」がオープンする。子供から高齢者まで幅広い層の人たちが気軽に集えるようにし、同市はコミュニティの再生や、地域の活性化につなげようとしている。

オアシス高崎は同市が民間業者に委託し、2012年度から整備を進めてきた。高崎駅から徒歩10分ほどの距離にあり、建物は10階建て。延べ床面積は約8078平方メートル。

子育てや高齢者支援の拠点として期待されているオアシス高崎（高崎市田町で）

1階には、市民などが交流の場として使えるよう、体操などの運動ができるホールや集会室、入浴施設などがある「市シルバーセンター田町」を整備した。

2階には「市子育てなんでもセンター」を設置した。保健師や保育士が常駐し、子供の健康や子育ての相談に応じるほか、生後6か月から小学3年生までの子供を午前7時30分から午後10時まで預かってくれる託児ルームを備えた。ハローワーク高崎やNPO法人が、再就職を希望する母親の就労相談にも対応する。

3、4階は特別養護老人ホーム、5、6階は食事サービスなどの付いた高齢者向け住宅とした。いずれも民間が運営する。



7～10階は介護や保育、医療の仕事をしている人や、これらの分野について学ぶ学生のための住宅とした。人材不足が懸念されている介護職や保育士などを確保する狙いがあり、市が運営と管理を担う。全64戸（単身用60戸、世帯用4戸）で、市によると、すでに半数以上で入居が決まっているという。

総務省 視覚障害者へ年金通知音声化 機構に配慮要請 毎日新聞 2017年3月26日
視覚障害者への年金に関する通知書に付けられた音声コード（右下）



総務省は、視覚障害者への年金に関する通知書に、スマートフォンや機器で読み取ると音声で内容を聞ける専用コードを付けるよう日本年金機構に要請した。現在は一部を除いてコードの記載はなく、総務省に、視覚障害者から配慮を求める意見が寄せられていた。

音声コードは、加入記録を確認できる「ねんきん定期便」の全てに付けられているが、年金額の改定を伝える通知書などには印刷されていない。

通知書などには印刷されていない。

障害児の放課後デイサービスに課題 連日利用、児童に負担感も



西日本新聞 2017年03月26日

e g gで遊ぶ子どもたち=福岡市西区

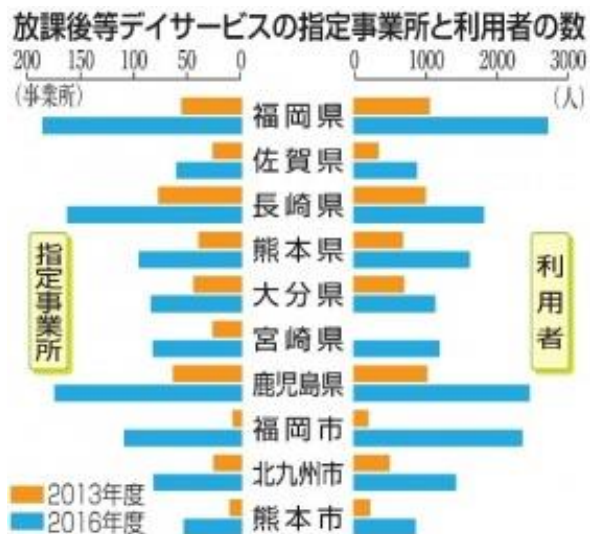
障害児の放課後の居場所として国が2012年度に創設した放課後等デイサービスを巡り、国は4月から事業所スタッフの資格要件を厳しくする。民間の指定事業所の急増に伴い、支援の質が一部

で低下しているのが理由。一方、送迎サービスが付いて利用料の自己負担が軽いこともあって、連日夕方遅くまで預けられる例もみられ、教育現場などからは「行き過ぎた利用は、障害児の負担になる」との懸念が聞かれる。

4月から職員資格厳格化

特別支援学校などの児童生徒が下校後に集う福岡市西区の放課後等デイサービス「e g g」。16日は、16人が職員6人と手芸やコマ遊びなどを楽しんだ。

放課後デイでは管理責任者を除きスタッフに資格要件の定めはなく、「テレビを見せるだけなど不適切な例がある」として4月から厳しくなる。e g g運営会社



※事業所は長崎を除き4月現在。利用者は長崎を除き4月か5月の数字で、複数の事業所に通う子どもがいるため実数とは異なる場合がある。13年度の宮崎の利用者はデータがない

の米原秀紀代表は「現状で新たな要件をクリアできている事業所は少ないのでは。保育士など資格を持つ人材の奪い合いが今後予測される」とみる。

放課後デイは全国で急増。福岡市では1日現在で139カ所を数える。同市こども発達支援課は2月、基準見直しを事業所に通知。山田哲也課長は「意思疎通の難しさなど障害児と向き合うには専門性が必要。従来の基準が甘すぎた」と語るが、突然の見直しに事業所側に戸惑いも広がる。

一方、利用急増で思わぬ影響も出ている。同市西区の生の松原特別支援学校。下校時前の運動場に児童生徒を迎える事業所の車が待機する。その数約40台。こうした光景は各地で見られる。福岡市立の支援学校7校では中学・高等部を含む児童生徒の約7割が放課後デイを利用。利用日数の上限を市は原則「月に25日」と定めるが、月26日以上の利用者が7%を占める。

同校小学部では100人のうち9割超が利用。校長は「月曜から土曜まで毎日利用する子も多い。帰宅は6時ごろ。疲れが見え、行きたがらない子もいる」。別の支援学校の校長経験者は「高等部は自主通学が原則だが、送迎車に自宅まで送られ、生徒の公共交通機関を使う能力が落ちている」と危惧（きぐ）する。

北九州市では利用日数の上限を、国に準じ原則「各月の日数マイナス8日」と定める。保護者の依頼で障害児25人の利用計画を作成する相談支援専門員の安武和幸さん（30）によると、上限いっぱいの利用を望む例が多いという。「親の仕事や息抜きも大切だが、本人の成長や発達にマイナスにならないことが前提。その点は嫌な顔をされても伝えていきます」と語る。

子どもの負担、考え利用を

知的障害児と親でつくる「福岡市手をつなぐ育成会保護者会幼児・学齢部会」の本山悦子部会長の話 放課後デイは仕事を持つ親はもちろん、障害児以外の家族の世話や家事などに忙しい親にとっても、なくてはならない制度。週4日ほど利用する小5の息子は喜んで通い、友人との関わりなど成長にも役立っている。大切なのは、事業所の支援内容に関心を持ち（第三者の専門家である）相談支援専門員の意見を聞きながら、子どもの負担にならない利用をすることだと思う。

◆放課後等デイサービス 児童福祉法に基づき、障害児の発達支援や居場所づくりを目的に放課後や春休みなどに預かる民間施設。国は4月から施設職員（子ども10人に2人以上）について、社会福祉士の資格などを持つ児童指導員、保育士、障害福祉経験者の配置を条件とし、その半数以上を児童指導員か保育士とする基準を設ける。猶予期間は1年。利用者が個別に事業所と契約し、定員10人以下の施設で平日放課後に1人を預かると各種加算を含めて1日9千～1万円ほどが事業所に支払われる。9割が公費、1割が利用者負担だが上限は一般世帯で月額4600円。

子育て情報共有し遊ぶ キッズカード活用呼び掛け 大阪日日新聞 2017年3月25日

大阪市の旭区役所は、あさひキッズカードの普及を目的としたイベント「子育て応援デー」を同区今市2丁目の「あさひあったかきち」で開いた。親子連れが子育ての情報を共有し、遊びや歌を楽しんだ。

指遊びを楽しむ子どもら

キッズカードは2014年、区役所などが子育て支援の充実を図るツールとして市内で初めて作成。区内のカード登録店で提示すれば、商品代金の割引などのサービスを受けられる。

今年3月には対象を「未就学児」から「小学生まで」に拡大。登録店や商店街、区内の魅力スポットなどを分かりやすくまとめた「お買物マップ」も作成し、カードの活用を呼び掛けている。



22日のイベントでは、区担当者がカードについて説明。保育士による指遊びや、区マスコットキャラクター「しょうぶちゃん」のダンスなどもあり、赤ちゃんの笑顔が弾けた。

区担当者は「子どもたちにも区の魅力を伝え、将来にわたって住み続けたいと思ってもらえるように子育てを応援していきたい」と話していた。

京都府、臨時カフェで孤立防止 「臨床宗教師」に悩み相談

産経新聞 2017年3月25日

心のケアを担う宗教者の専門職「臨床宗教師」を自殺対策に生かす京都府の取り組みが、着々と進んでいる。臨床宗教師が心の相談を受ける臨時カフェ「きょうのモンク」を、これまでに6回開催。ほかの相談会との連携や地域の活動への参加を通じ、悩みや不安を抱える人々の孤立を防ごうとしている。

きょうのモンクは、僧侶や修道士を意味する英語「monk」や「文句」を語呂合わせして命名。布教や宗教勧誘を行わず、臨床宗教師が落ち着いた雰囲気の中で悩みや不安に耳を傾ける。府が行政機関としては全国で初めて昨年3月に始め、府内各地で開催してきた。

当初は自死遺族の居場所づくりに限定していたが、さまざまな人に気軽に来ってもらうことが、たとえ雑談だけでも結果的に孤立を防ぐことにつながると判断。最近は福祉関係のイベントや相談会と合わせて開催している。

今月21日には、同府精華町社会福祉協議会が月に1度行う「絆Café●」に、臨床宗教師4人が加わる形で実施。深刻な悩みを打ち明ける人はいなかったものの、約30人がお茶やお菓子を味わいながらプラスチック板を使った工作を楽しみ、リラックスしたひとときを過ごした。

1歳2カ月の長女と立ち寄った地元の主婦、山本智恵さん(39)は「臨床宗教師の方々には話しやすい雰囲気だった。普段は大人とおしゃべりする機会がないので、いい息抜きになった」と語った。

府は平成29年度予算にも事業費130万円を計上。福祉・援護課の山口健司副課長は「深刻な悩みを抱える人たちの心理的なハードルを下げるためにも、幅広い方々に来てもらえるようにしたい」と話している。

●＝アキュート・アクセントのe

篠山学園新設など4件、認可相当と答申 県私学審

神戸新聞 2017年3月25日

兵庫県私立学校審議会(上羽慶市会長)はこのほど、旧県立篠山産業高校丹南校跡地(篠山市)に、今年9月開校予定の各種学校「篠山学園」設置など、計4件を認可相当とし、井戸敏三知事に答申した。

篠山学園は、西宮市で特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人「ウエルライフ」が、旧丹南校の校舎を改修し新設する。2年制で、介護福祉科のみ1学年2学級、総定員160人。高卒者が対象で、介護福祉士の資格を取得できるという。

また、園田学園中学校(尼崎市)の定員半減と芦屋学園高校(芦屋市)の学科別の定員変更、幼保連携型認定こども園に移行することに伴う神戸市内3幼稚園の廃止も認可相当となった。(広畑千春)

社説：姫路・こども園 保育のずさんさに驚く

毎日新聞 2017年3月25日

幼い命を預かる自覚と責任があるのだろうか。兵庫県姫路市の私立認定こども園「わんずまぎー保育園」が定員を大幅に超えて園児を受け入れ、劣悪な環境で保育をしていた実態が明らかになった。

この保育園は、市に届けずに保護者と直接契約を結んだ22人を受け入れ、徴収した保

育料は簿外にしてプールしていた。

直接契約を含めて定員の約1・5倍に当たる70人前後の幼児を預かっていたが、給食は約40食しか用意せず、おかずがスプーン1杯しかない子供もいた。発育に必要な栄養を与えないのは保育園として許し難い。

不正はこれだけではない。保育士に対しても遅刻すれば罰金1万円を取るなど不当な労働条件を課した。保育士の人数を水増しして姫路市から給付金を多く受け取っていた。

こうした法令違反は約30項目に上るといふ。兵庫県が認定を取り消す方針を固めたのは当然である。取り消しとなれば、子ども・子育て支援新制度が始まった2015年4月以降、全国で初めてとなる。

認可外保育施設だったこの保育園は15年3月に県の認定を受け、当初から定員を上回る園児を受け入れてきた疑いがある。昨年1月、「市を通さず受け入れている園児がいるのではないか」という情報があり、姫路市は園長を呼んで事情を聴いた。しかし否定され、提出書類からも不審な点を見つけれなかった。

今年2月の姫路市による定期監査で、保育園は一部の園児を休ませて定員を順守しているように見せかけていた。

深刻な保育園不足の中、幼い子供を預けたい親の思いにつけこんだ悪徳商法と言わざるを得ない。

この保育園には国や県などから年間5000万円の給付金が運営費として支出されている。県が認定した施設でありながら不正を2年間見抜けなかった。行政の責任も問われる事態である。

県と市は、認定の経緯、園の運営実態、監査のあり方などを徹底的に検証し、見直しや改善をすべきだ。転園する園児のケアにも取り組む必要がある。

06年に創設された認定こども園は保育所と幼稚園の機能を併せ持ち、0～5歳児を対象に、親が働いていなくても預かることができる。待機児童解消を目指す子ども・子育て支援新制度の柱に位置づけられ、全国で約4000カ所に増えた。

保育の受け皿が広がるのはよいことだ。しかし、待機児童の増加に対応しようと新增設を急ぐあまり保育の質を落とすことがないようにチェック体制の充実が必要だ。各地の自治体も再点検してほしい。

【主張】生殖補助医療 子供の身分守る法整備を 産経新聞 2017年3月26日

匿名の第三者から卵子を提供された女性が、女兒を出産した。NPO法人が無償の卵子提供者を募り、この女性の夫婦との間を仲介した。

現実が先行するのに対し、法整備は遅れている。民法は精子や卵子が第三者の提供であるケースを想定していない。

このため、生まれてくる子供にとって安定した親子関係が用意されているとはいえない。子供の身分保障に関わる法改正は待ったなしである。

法制化の動きはこれまでもあった。厚生労働省が平成15年、第三者の精子や卵子の提供を、病気などで妊娠できない法律上の夫婦に限り認める報告書をまとめた。

母親に代わって協力者が出産する代理懐胎は認めず、子供には遺伝上の親を知る権利を認める内容である。

法務省はこれを踏まえ、出産した女性を「母親」、第三者の精子提供に同意した夫を「父親」とする民法の特例に関する要綱試案を公表したが、作業は中断した。

自民党の部会も一昨年、民法の特例法案をまとめ、出産した女性を母親とし、第三者の精子提供に同意した夫は、自身の子供であることを否認できないとした。

これらの議論を下敷きに、親子関係の安定を最優先とした法改正が必要だ。誕生を自ら選択できない子供に、地位の安定を用意することは大人の責務といえる。

どこまで生殖補助医療を認めるかも課題となる。第三者の精子提供による不妊治療では、

1万人以上が生まれている。だが卵子提供は親族によるケースを除き、ほぼなかった。

提供側に肉体的リスクがあり、医療者が消極的だからだ。代理懐胎はさらにリスクが高い。第三者にリスクが及ぶ医療をどこまで認めるか、国民的議論が必要だ。

「出自を知る権利」をどう認めるか。これを法制化すべきかどうかという問題もある。家族のあり方に踏み込むだけに、さまざまな意見があるのは当然だろう。

すべてを満たす法律を早急に作ろうとしても、現実にはなかなか追いつかない。まず、生まれてくる子供の法的地位の安定を先行させることが現実的ではないか。

生殖補助医療は出産がゴールではなく、子供にとってはそこがスタートになる。法の不備により、子供を泣かすようなことがあってはならない。

社説 非正規の公務員 「賞与」を改革の一步に 毎日新聞 2017年3月26日

自治体から臨時に任用されている非正規公務員の給与の制度を見直す法案を政府が国会に提出した。非常勤の職員にも期末手当（賞与）を支給できるようにする。

民間企業が「同一労働同一賃金」に動き出す一方で、地方公務員は正規・非正規職員の待遇格差が放置されている。格差是正を図りつつ、自治体の行政サービスのあり方を点検するきっかけとすべきだ。

自治体から臨時に雇われる公務員は増加の一途をたどってきた。

総務省の集計によると非正規職員は約64万人に達し、2005年時点より約19万人増えた。今や、地方公務員の約5人に1人を占める。

職種は事務補助や保育士、図書館員など広範囲にわたる。福祉などの行政ニーズが増える中で労働力を補完してきたといえる。

その一方で、非正規職員の待遇はほとんど顧みられてこなかった。

臨時的な労働の対価として「報酬」が支払われ、ほとんどの自治体は正式な給料や手当を支給していない。週40時間労働のフルタイム近く働いても年収200万円程度との調査結果もあり、「官製ワーキングプア」とさえ言われる。

任用の根拠とする法律も自治体によってはっきりしない。1年単位で任用を繰り返すため、不安定な状態に多くの職員は置かれている。

提出された法案は非正規職員にも賞与が支給できるようにし、非正規職員を任用する根拠をおおむね統一した。さらに、フルタイムで働く人は正規職員と同様に給料や各種手当が支給されるようにした。

非正規職員の多くは常勤職員とあまり変わらない勤務実態だけに、見直しは当然だ。フルタイム勤務でなくても正式な給料と各種手当が支給されるような制度を最終的には目指すべきだろう。

一方で、公務員の人件費は税金でまかなわれる。それだけに、コスト意識も欠かせない。

正規職員も含め、どこまでを行政が担うべきか改めて考えるべきだ。民間への委託や移譲も含め、全体的な業務の点検が求められる。

格差を是正するうえでは、正規職員の給与水準が高すぎないかを見直すことも必要な観点となるだろう。

今回の措置をめぐっては気になる点もある。人件費増加を避けるため、自治体が非正規職員の雇用を打ち切る「雇い止め」をしたり、フルタイムで働く職員をパート化したりするおそれが指摘されていることだ。

弱い立場にある非正規職員にしわ寄せするようでは格差是正どころか、本末転倒だ。自治体は中長期的な視点から、どんな人員体制がふさわしいかを検討する必要がある。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

